

# 道路工事施行承認に伴う車両出入口設置基準

R 3.7～

## 1. 車両出入口設置箇所の基準

- 1) 車両出入口は1敷地1箇所を原則とする。ただし、小売店舗、集合住宅、ガソリンスタンド等で必要性が認められる場合には2箇所とすることができる。面積が広く複数の路線に面している敷地に限り、2箇所を超える設置について協議とする。
- 2) 次項に定める箇所には車両出入口を設置できない。
  - A 横断歩道表示部から5m以内
  - B 交差点隅切り内
  - C 車両の通行を公安委員会が禁止している箇所
- 3) 次項に定める箇所には原則として車両出入口を設置できない。ただし、やむを得ず設置したい場合は、理由書または関係者との協議記録書等を添付の上、協議とする。
  - A 交差点の隅切り側端または道路の曲がり角から5m以内
  - B バス停留所等で乗客の乗降する箇所
  - C 消火栓等から5m以内
  - D 市道名称が「歩専〇〇号線」の箇所
  - E その他、車両の出入により交通への支障や道路管理上の支障が見込まれる箇所

## 2. 車両出入口幅の承認基準

- 1) 歩道のある箇所について
  - A 標準車両出入口幅は切下げ部4.8m以内とする。(別図①-1参照)
  - B 並列駐車2台以上、交互通行が必要等の場合、車両出入口幅は切下げ部6.0m以内とする。(別図①-2参照) その場合、申請書に土地利用計画図を添付する。
  - C 現場状況並びにその他特別な理由があり、やむを得ず切下げ部6.0m幅を超える車両出入口を設置したい場合は、理由書、車両軌跡図、土地利用計画図等を添付の上、協議とする。その場合、必要に応じて車止め等を設置することとする。
- 2) 歩道のない箇所について(L型側溝・縁石のみ等)

原則として歩道のある箇所に準じるが、敷地内に白線や構造物を設ける等、道路に対し垂直な車両の出入を誘導している場合に限り、現地の歩行者量等を加味し協議とする。

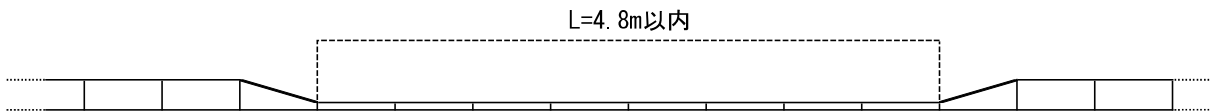
## 3. 歩道切下げ部の横断勾配及び平坦部について

- 1) 平坦部(勾配2%以下)を1m以上確保し、横断勾配を1.5%以下とした構造を基準とする。(別図②-1、別図③-1参照)
- 2) 平坦部を1m以上確保できない場合は、歩車道境界ブロックから官民境界まで全体ですりつけ、横断勾配を緩やかにする。(別図②-2、別図③-2参照)
- 3) 平坦部の確保、横断勾配を緩やかにすることのいずれもできない場合は、理由書、出入車両の車高等を記載した図面等を添付の上、協議とする。

## 道路工事施行承認に伴う車両出入口設置基準 別図 (R3.7~)

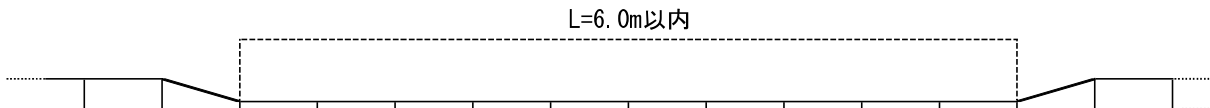
別図①-1

標準車両出入口幅



別図①-2

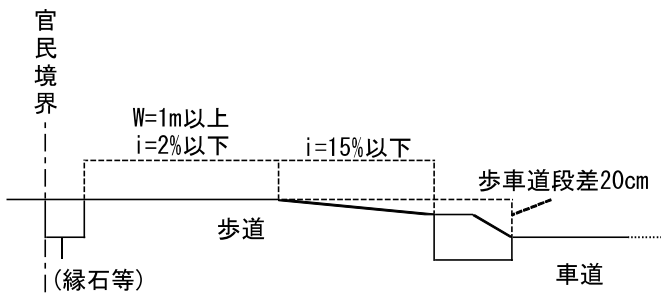
並列駐車2台以上、交互通行が必要等の場合 (※土地利用計画図を添付する)



- ※すり付けブロックについては、同一路線の周辺の既設切下げに合わせ、1段斜と3段斜を使い分ける。
- ※やむを得ず同一路線の周辺の既設切下げと異なるすり付けブロックの使用が必要な場合、協議とする。
- ※特別な理由があり、上記を超える幅の車両出入口を設置したい場合、必要資料を添付し協議とする。
- ※歩道のない箇所についても原則として上記に準じるが、必要な安全対策が行われている場合に限り上記を超える幅の車両出入口設置に係り協議とする

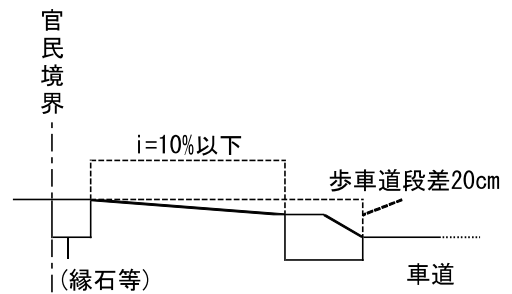
別図②-1

歩車道段差20cmの場合



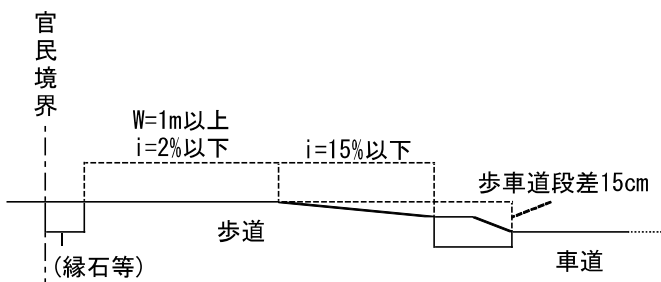
別図②-2

歩車道段差20cmで  
平坦部を1m以上確保できない場合



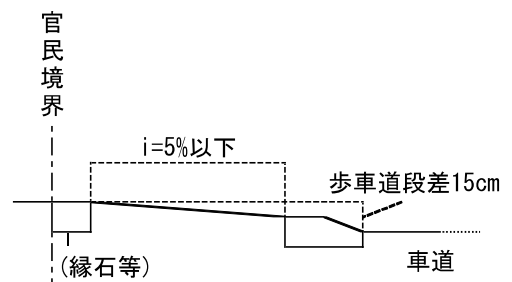
別図③-1

歩車道段差15cmの場合



別図③-2

歩車道段差15cmで  
平坦部を1m以上確保できない場合



- ※歩車道間の縁石については、現地状況を加味及び上記基準を満たすために適当なものを使用する。
- ※平坦部確保、横断勾配を緩やかにする、いずれもできない場合、必要資料を添付の上、協議とする。